

# 宗谷海区漁業調整委員会指示第1号

宗谷総合振興局管内沖合海域におけるいかなご又はおきあみを目的とする、すくい網漁業（以下「いかなご等すくい網漁業」という。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり制限する。

令和2年2月4日

宗谷海区漁業調整委員会  
会長 安藤善則

## 1 操業の制限

次の2に掲げる制限区域においては、いかなご等すくい網漁業を営んではならない。ただし、宗谷海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合はこの限りでない。

## 2 制限区域

制限区域は、幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から、261度30分19,200メートルの点、利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点から157度15分13,500メートルの点及び利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点から、202度23,000メートルの各点を順次に結んで延長する直線以北、枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から、43度30分の線以西の海域とする。ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。

## 3 制限期間

令和2年3月15日から令和2年7月31日まで

## 4 承認の申請

1の項ただし書きの承認（以下「操業の承認」という。）を受けようとする者は、使用する船舶ごとに、いかなご等すくい網漁業承認申請書を委員会に提出しなければならない。

## 5 承認証の携帯義務

操業の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、委員会から交付された承認証を自ら携帯し又は操業責任者に携帯させなければならない。

## 6 標識板等の掲示

操業の承認を受けた者は、当該船舶の見やすい場所に標識板等を掲示しなければならない。

## 7 制限又は条件

小型定置網漁業、底建網漁業、定置網漁業及び区画漁業の漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。

## 8 陸揚港及び陸揚げ等の制限

操業海域に面する地区内に陸揚港1港を定めなければならない。

## 9 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後30日以内に別に示す様式により漁獲成績を委員会に報告しなければならない。

## 10 指摘事項の遵守

操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認める事項で、委員会が指摘した事項を遵守しなければならない。

## 11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める令和2年いかなご等すくい網漁業承認等事務取扱要領によるものとする。

### 附 則

この指示は、令和2年2月4日から施行する。